215

質問第二一五号平成二十九年四月七日提出

共謀罪の「準備行為」に関する質問主意書

提出者

階

猛

共謀罪の 「準備行為」 に関する質問主意書

組織的犯罪処罰法改正案第六条の二第一項の罪 (以下、 「共謀罪」とする) の 「準備行為」 は構成要件

の要素か。

「準備行為」に当たるかは、具体的にどのような基準により判断されるのか。

「計画した者」において「準備行為」が行われたことについての認識・

認容が必要か。

 \equiv

「共謀罪」の成立のためには、

兀 準備行為」 が行われた後に計画に参加した者について、 同人が計画に参加した後に更なる 「準備行

為 が行われなかった場合であっても、 同人に 「共謀罪」は成立しうるか。

五 共謀罪」 の容疑で逮捕するためには、 「準備行為」 が行われた疑いがあることは必要か。

六 自白の補強法則 (憲法第三十八条第三項、 刑事訴訟法第三百十九条第二項)との関係で、次の点を明ら

かにされたい。

1 「共謀罪」の立証において、補強法則に基づき、自白以外の証拠が必要とされる事実は何か。具体的

に示されたい。

前項で「準備行為」に関しても補強法則が適用されるとした場合、自白以外の証拠が必要とされるの

2

は、関係場所の下見など「準備行為」に当たる事実そのものに限られるのか。もしくは、当該行為が

「計画に基づ」くものであることについても自白以外の証拠が必要とされるのか。

右質問する。